昭和四十五年国家公安委員会規則第七号

交通巡視員の服制に関する規則

装に関する規則を次のように定める。 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第七十条の規定に基づき、交通巡視員の服制および服

第一条 交通巡視員の被服及び装備品のうち別表に掲げるものの色、 表のとおりとする。 地質又は材質及び制式は、

同

第二条 交通巡視員は、勤務中は、制服、制帽、 帯革、交通巡視員章及び識別章を着装しなければならない。 制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着

要な事項は、警視総監及び道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が定めるものとす 前二条に定めるもののほか、着用期間、服装の一部省略その他交通巡視員の服制に関し必

この規則は、昭和四十五年九月十一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二七日国家公安委員会規則第六号)

この規則は、昭和五十一年六月一日から施行する。

2 の例によることができる。 交通巡視員(女子)の服制については、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間なお従

則 (昭和五三年六月一五日国家公安委員会規則第五号)

この規則は、昭和五十三年六月二十日から施行する。

(平成五年一二月一七日国家公安委員会規則第一五号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 別表に規定する雨衣又は帯革とみなす。 ている雨衣又は貸与されている帯革は、所轄庁の長の定めるところにより、当分の間、それぞれ この規則の施行の際現に道路交通法第百十四条の四第四項の規定により交通巡視員に支給され

附 則 (平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 1

改正前の別表に規定する外とうは、当分の間、改正後の別表に規定する防寒服とみなす。

附 則 (平成一四年七月五日国家公安委員会規則第一八号)

める部分、交通巡視員の服制に関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「女子」を「女びに第四条の改正規定中「男子」を「男性」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改 性」に改める部分並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。 関する規則別表の一の図十一を改める部分及び「婦人警察官」を「女性警察官」に改める部分並 を「男性警察官」に改める部分、「ファスナ」を「面ファスナ」に改める部分、警察官の服制に この規則は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「男子警察官!

4 この規則の施行の際現に警察官、皇宮護衛官及び交通巡視員に支給されている雨衣は、当分の 則本則において準用する場合を含む。)及び第四条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関間、第二条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則別表(皇宮護衛官の服制に関する規 する規則別表に規定する雨衣とみなす。

則 (平成二七年一二月一四日国家公安委員会規則第二二号)

(施行期日)

この規則は、 平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

例によることができる。 別表に掲げる被服及び装備品の色、 地質又は材質及び制式については、当分の間、 なお従前

別表 (第一条関係)

交通巡視員 (男性)

水色とする。		色	上友	Į Ę	
冬服ズボンと同様とする。	I,	制式			
上衣と同質とする。	貝	地质			
上衣と同色とする。		色	ズボン		
冬服上衣と同様とする。	I,	制式			
交撚織物若しくは交織織物とする。毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、	貝	地質			
緑がかつた紺色とする。		色	上衣	合服	
4 形状は、図二のとおりとする。					
ボタン各一個を付ける。 る。後面左右のポケットには蓋及び紺色樹脂					
3 両側及び後面左右にポケット各一個を設け					
2 腰部にベルト通し七本を付ける。					
1 長ズボンとする。	I,	制式			
上衣と同質とする。	貝	地質			
上衣と同色とする。		色	ズボン		
形状は、図一のとおりとする。					
める図柄を入れる。					
色で表示し、その上部には、警察本部長が定					
庁、道府県警察にあつては道府県の名称を全					
4 上部欄の下部には、都警察にあつては警規					
3 台地は、黒色とする。					
桜で囲んだ記章を入れる。					
2	レム				
	エンブ				
長袖とする。	袖				
サイドベンツとする。	後面				
3 左右の腰部に飾り蓋各一個を付ける。					
個を付ける。					
ケットにはひだ一条、蓋及び桜葉ボタン各一					
- 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポーネに作りる。					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	前面				
「日章ボタン」という。)各一個を付ける。					
2 日章を付けた黒金色の金属製ボタン(以下					
ノーという。) 各一固で留める。を紺色の樹脂製ボタン(以下「紺色樹脂ボタ					
1 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側	肩章				
とする。		制式			
交撚織物若しくは交織織物とする。毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、		地質			
1		1 1			

活動服 冬活動服 を活動服 ボン 制 世 色 制 式 単 色 式 単 色 式 単 色 工 ンブ 袖 後面 前面 肩章 帯 レンブ ムブ 相 後面 前面 肩章 帯 し スプ カー	合服上衣と同色とする。		色	服	合活動服	_	_	
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	形状は、図四のとおりとする。							2
地質 手織物、 麻織物、 系織物、 会	冬服上衣と同様とする。	エンブ						
地質	し、袖口に	袖						
地質	。	後面						
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	トを付ける。							
地質 1								
地質 北質 北質 北質 北質 北質 北質 北質	三ゴ)可以にポーク、トー司と受ける。 前立てに桜葉ボタン四個を一行に付ける	前面						
地質 ・	冬服上衣と同様とする。							
地質 毛織牧、麻織牧、新織牧、 会	冬服上衣と同様とする。		制式					
大変	冬服上衣と同質とする。		地質			:		
地質 に織物、麻織物、高線物、合成細	冬服上衣と同色とする。		色	服	冬活動	活動服		
地質 には () を ()	冬服ズボンと同様とする。		制式					
地質 毛織物、麻織物、流織物、合成織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、大文燃織物、、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型								
地質 毛織物、麻織物、綿織物、合成織物、全域機が、麻織物、綿織物、合成織物、大型型が は、多味の足があった とする。 とする。 とする。 とする。 おかりとする。 は は とする。 とする。 とする。 とする。 は がかつた は とする。 とする。 とする。 とする。 は がかつた は とずる。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とす	の混紡織物、交撚織物若しく		;					
	麻織物、綿織物、		地質					
(1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	緑がかつた藍色とする。		色	ボ				
質 毛織物、麻織物、結織物、合成細	形状は、図三のとおりとする。							
質 毛織物、麻織物、結織物、合成細	な、冬							
質 毛織物、麻織物、結織物、合成細	製で忰、記章、名称及び図柄を付ける	レム						
質 毛織物、麻織物、結織物、合成細	台地を用いず、濃紺色の人工皮革にけい	エンブ						
質 毛織物、麻織物、 会域 物	こは黒金色歯脂ボタン各二個を一行こ寸する。2.長衲にあってにオファヨの神口とし、袖口							
(美価) 上部にヨークを入れる。 (美価) 上部にヨークを入れる。 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	それについてはハイスにつ申して 、 由長袖又は半袖とする。	袖						
質 毛織物、麻織物、結織物、合成細	部	後面						
(五) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	個を付ける。							
質 毛織物、麻織物、結織物、合成細	ケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹							
(重) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	- 左右の胸部にポケット各一個を設けいる							
(五) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	ける。 前立てに黒金色権脂ボタン六個を一	前面						
質 毛織物、麻織物、交撚織物若し 式 標 シャツカラー式とする。 よする。 とする。 とする。 とする。 の混紡織物、交撚織物若し 会議物、麻綿物、結綿物、合成組	ボタン」という。)各一個で留め	ĵ ĵ						
質 毛織牧、麻織牧、結織牧、合成組 式 襟 シャツカラー式とする。 とする。 とする。	を黒金色の樹脂製ボタン(以下「黒金色樹脂							
「肩章 1 藍色とする。	外側の端を両肩の縫い目に縫	j						
式	藍色とす	肩章	i					
とする。 おおおおおおおおおおいま おいちの混紡織物、解絶物、解絶物、解	ヤツカラー	襟	制式					
れらの混紡織物、「毛織物、麻織物、 締								
	の混紡織物、		地質					

	5 E	活 動 帽		†	制帽
第 - 和 1	帽帽	冬活動帽子	夏帽子	 	冬 帽 子
制地包式質	色制地質	制 地 色 式 質	制地色質	制 地 1 式 質	色制地式質
肩章		記 章 ひ もご		帯 章 む む む び む ご び し し こ び し し こ び し し こ び し し こ び し し こ び し し こ び し し こ し し こ し し し し	
県在文に選条在とする。 れらの混紡織物とする。 コート式とする。 コート式とする。 2 襟元に立ち襟式用に樹脂ボタン一個を付ける。 多。 多。 参付ける。 色樹脂ボタン各一個で留める。 色樹脂ボタン各一個で留める。	「おきては長けらこ」」。「おかかった藍色とする。「冬活動帽子と同様とする。「冬活動帽子と同様とする。「冬活動帽子と同様とする。「大きない」「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきては長けらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらこ」。「おきてはたけらころうとはたけらいまたけらいまたけらいまたけらいまたけらいまたけらいまたけらいまたけらいま	冬活動服と同質とする。 冬活動服と同質とする。 1 黒色の樹脂製とする。 2 腰の両側において金色の日章を付けた地色が紺色、縁取りが金色の金属製耳ボタン各一個で留める。 1 金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2 濃紺色の人工皮革の台地とする。 形状は、図六のとおりとする。	と同様とするの、麻織を見るの、麻織を見る。	 冬服上衣と同質とする。 1 黒色の樹脂製とする。 2 あごひもは、腰の両側において日章を付ける。 2 無色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。 2 黒色のフェルト製又は布製の台地とする。 腰に黒色の地紋織布を巻く。 形伏は、図五のとおりとする。 	冬服上衣と司色とする。冬活動服と同様とする。合服上衣と同質とする。

日台の	f		-	Ī
3 [五	重上友	第一章	雨女
形状は、図九のとおりとする。				
冬服上衣と同様とする。	エンブ			
る面ファスナー一組を付けるほかは、第一種、神工の夕便に初ノントを付け、初ノントを督め	——— 补			
イドミオナ、中	#			
・ハ、こはをいけける。 2 左右の腹部にポケット各一個を設ける。ポ				
りる。 				
1 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付	前面			
第一種上衣と同様とする。	肩章			
折り襟式とする。	襟			
ブルゾン式とする。	制式			
れらの混紡織物とする。				
合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこ	地質			
黒色又は濃紺色とする。	色	種	第二種	
5 形状は、図八のとおりとする。				
を付ける。				
4 裾口の外側から上に向けファスナー各一本				
る。				
3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付け				
2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。				
1 長ズボンとする。	制式			
上衣と同質とする。	地質			
上衣と同色とする。	色	ズボン		
形状は、図七のとおりとする。				
	レム			
	エンブ			
長袖とする。	袖			
2 前面マスク部に面ファスナー一組を付ける。				
1 前側見返しをひも通しとし 黒色又に濃緋	頭 巾			
ける。	Į			
2 両脇下から裾にかけファスナー各一本を付				
センターベンツとする。	後面			
受する。 右胸部のポケットコこはファスナー (**) イ肝音及で煮れの服音にスクン 名一値を				
13				
1만				
ン」という。)各三組を二行に付ける。ただ				
金属製ドットボタン(以下「桜葉ドットボ	- - - -			
1 ダブルとし、桜葉の模様を付けた黒金色の	前面			

· 第	第二重								ズボン																										
制地質	查					Ħ	制式	地質	色				袖							頭巾		1 ī	爰 面				前面		肩章				制式	地質	
ける。		凶 十 一	本を付ける。本を付ける。	亻	十	三古の要称こ申宿生 シーナングこう	-	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	形状は、図十のとおりとする。	3 両袖口に光反射布を付ける。	左上腕部に交通腕章を付		タン一個を付ける。	5 前面右下部にマスクを留める凸型ドットボ	ボタン二組で留める。	4 左側面下部にマスクを付け、白色のドット	3 前側に水よけを設け、白色のドットボタン	襟回りに白色の凹型ドットボタン		(のドットボタン三組で留める。	上部こ背当てを寸す、背当ての下	布を付ける。 ・育立での山前・左右の脈音及び	- 竹匠この二角、三नの南耶女がクットには蓋を付ける	こは意かけける。の腰部にポケット各一個を設ける。	1 前立てに桜葉ドットボタン五組を一行に付	トボタン各一組で留める。	外側の端を両肩部に縫い付け、襟側を白色のド	個を付ける。	3 襟回りに頭巾を留める凸型ドットボタン四	 立ち襟式とする。 	とす	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	は、図十のとおりとする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 とおおいたで自色のドットボタン五組を一た状は、図十のとおりとする。 を付ける。 を付ける。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 とおおいたで通腕章を付ける。 を付ける。 と同質とする。 と同質とする。 と同質とする。 とおおいたで通腕章を付ける。 を付ける。 と同質とする。 とおおいたでも色のドットボタン四級とする。 と同質とする。 とおおいたでも色のドットボタン四級とする。 とおおいたでも色のドットボタン四級とする。 とおおいたでも色のドットボタン四級とする。 とおおいたでも色のドットボタン四級とする。 とおおりとする。 とおりとする。 とおりとする。 とおりとする。 とおおいたではない付け、襟側を向にがり、白色のドットボタン四級とする。 とおおいたでも色のドットボタン四級とする。 とおりとする。 とおりとする。 とおりとする。 とする。 とおりとする。 とする。 とおりとする。 とする。 とおりとする。 とおりとする。 とする。 とおりとする。 とおりとする。 とおりとする。 とする。 とする。 とおりとする。 とする。 とおりとする。 とする。 とおりとする。

一	識別 道 がルト 道 で通 が 視 員章
一名	章 遊 説 視 員 章
お賞	章 巡視見章
 (本) を (大) が (大	章 巡巡 単 下雨 覆 い
お着物を表している。	型 巡 視 員 章
お着物を表して入れる。	型 巡 視 員 章
お着物を表しては 2 を	型 巡視 視 員 章
 制式	- 単 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一
村質	型 巡 視 員 章
一	世 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
 色 日章及び日章台の縁取りを金色、日章台の色 日章及び日章台の縁取りを金色、日章台の色 日章及び日章台の縁取りを金色、日章台の色 	- A T T T T T T T T T T T T T T T T T T
お紹介を行ける。	雨 ト
制式 本クタイと同色とする。 色 ネクタイと同色とする。 制式 森クタイと同色とする。 制式 銀色の金属製バックルを付ける。 無色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 自色とする。	雨 ト 覆 — —
制式 本クタイと同色とする。 色 ネクタイと同色とする。 地質 ネクタイと同色とする。 制式 森のタイと同様とする。 人名 無色とする。 基色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 無色とする。 自色とする。 自色とする。 お客様を表している。 自色とする。 自色とする。 自色とする。	雨 ト
材質 色 制式 色 制式 色 制式 天 白 無 白 黒 銀 天 黒 ネ ネ 棒	雨
色 制材質 色制式 地質 色制式 白無白黒銀天黒ネネネ棒	雨 ト ―
制材質色制式 色制式 無白黒銀天黒ネネネ棒	雨
制材 色制 地 色制式 自 黒 銀 天 黒 ネ ネ ネ 棒	*
制材質色制地質色制式	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
制式 色 制式 地質 色 制式 銀 天 黒 ネ ネ ネ 棒	
材質 色制式 長黒ネネネ	
色制式 制式質 制式 果ネネネ棒	
制 地 質 名 ネ ネ ネ 棒	7
地質名	
色制式棒	
棒	動ネー冬活動ネクタ
支然能勿告しくは交散能勿とする。	
一	タ
する。	
長袖とする。	
2 禁元こ黒金色酎旨ボタノー固を寸ける。 制式 1 肩章は紺色とする。	
とする。	
れらの混紡織物、交撚織物若し	
地質毛織物、麻織物、	イ 合ワイシャ
	服用 冬ワイシャツ
5 形状は、図十二のとおりとする。	
とする。	
2. 1	
クレサベレトを通す。	

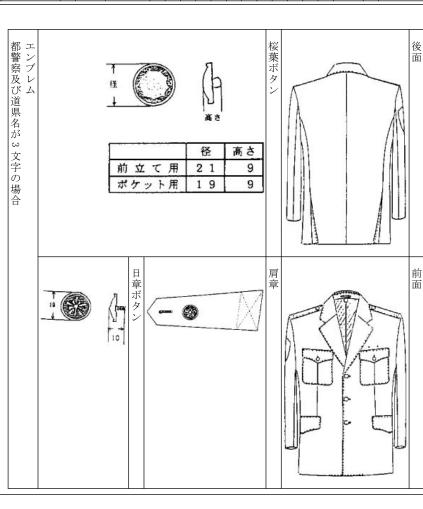
3 形状は、図十五のとおりとする。 県警察の名称を黒色で表示する。あつては警視庁、道府県警察にあつては道府

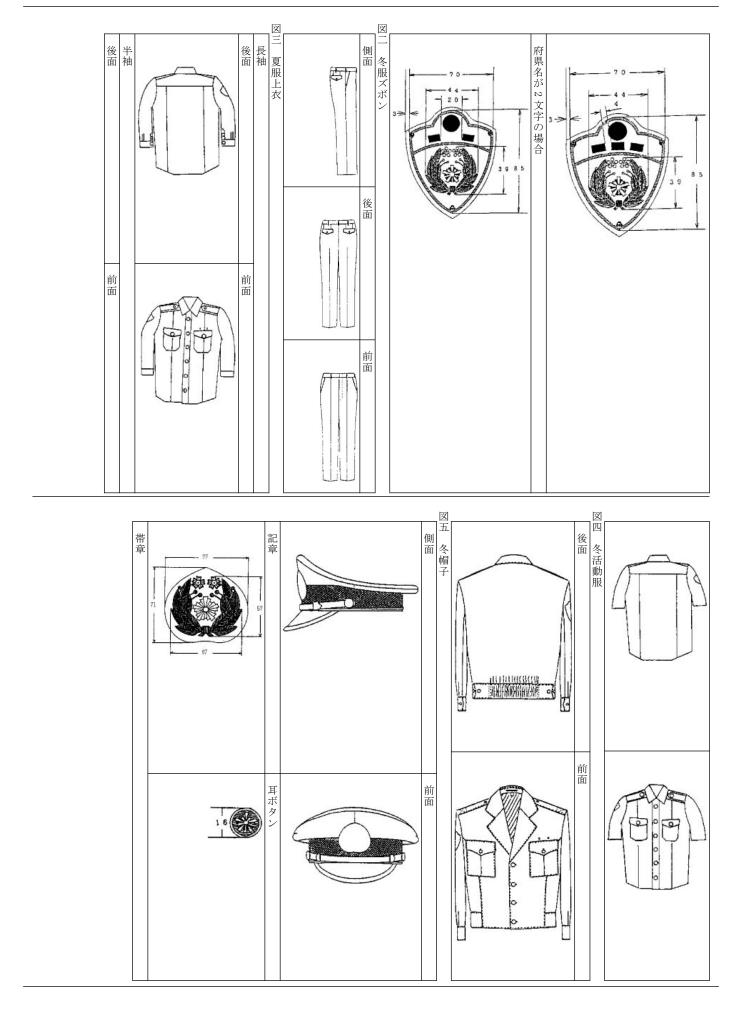
備考一

とができる。 ベルトにあつては、警察本部長の定めるところにより、バックルに日章を付けるこ防寒服及び雨衣の頭巾については、状況により用いないことができる。防寒服第一種については、上衣のみとすることができる。

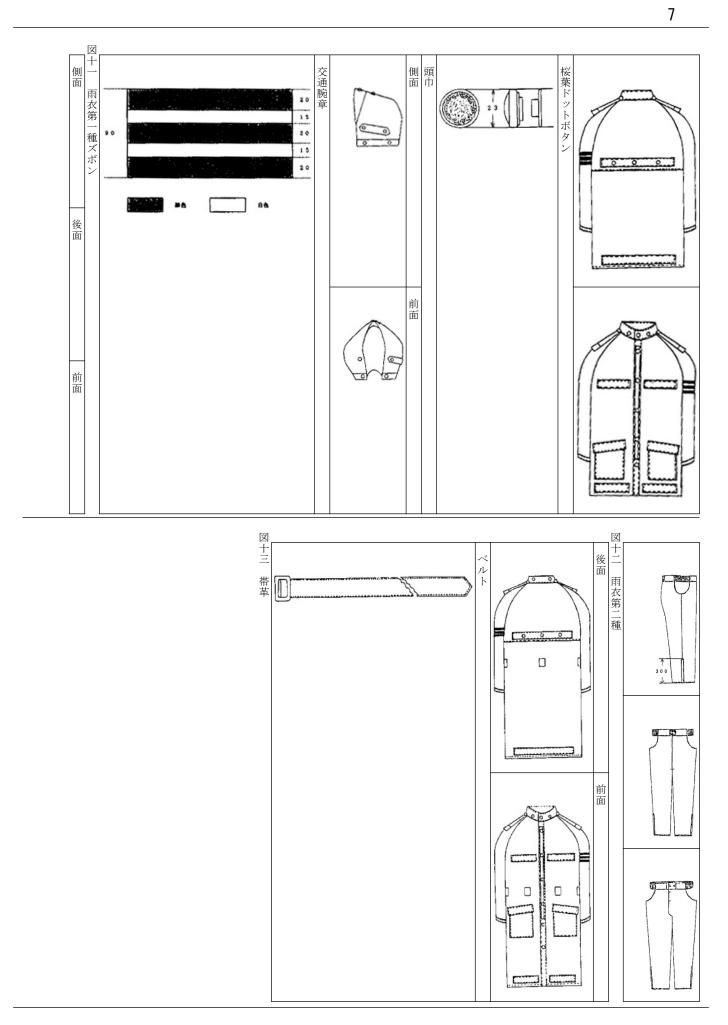
イシャツの左胸部に付ける。 四 交通巡視員章及び識別章は、図十六のように、制服、 活動服、防寒服及び制服用ワ

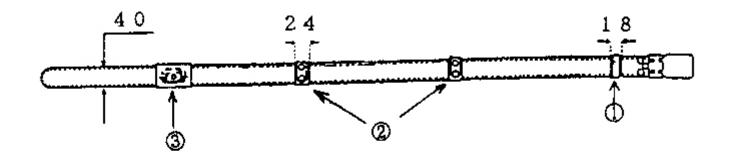
冬服上衣 五 図一から図十六までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。



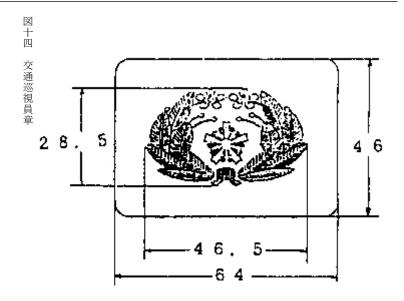


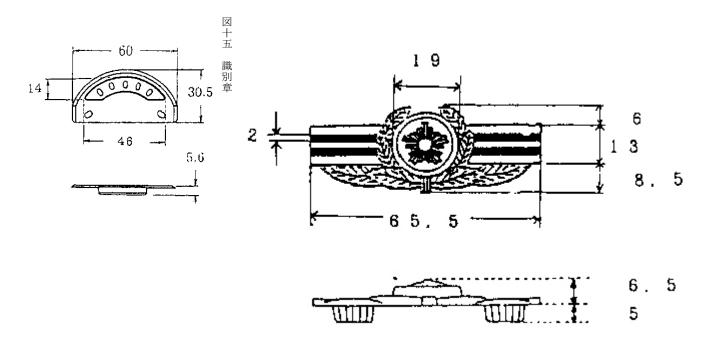


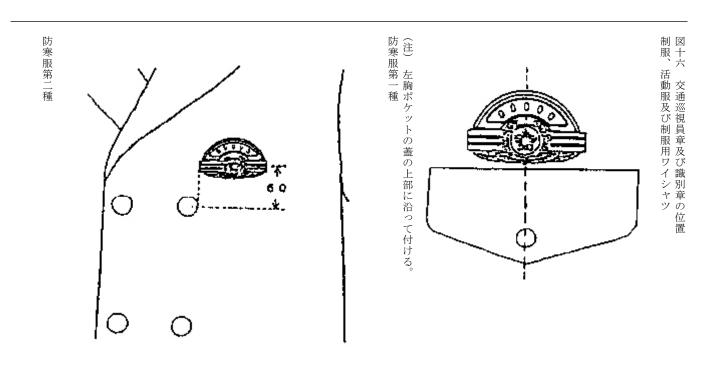




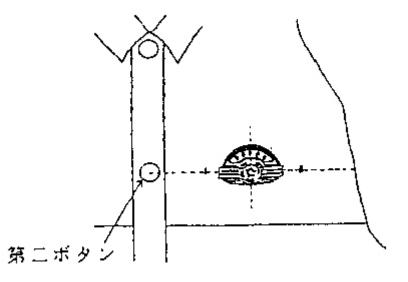
- ① 遊革
- ② 留め革③ バックル







上衣と同色とする。	色	ベスト			
2 形状は、図一のとおりとする。					
性)冬服上衣と同様とする。					
1 襟、袖及びエンブレムは、交通巡視員(男					
面センターベンツとする。	後面				
はファスナー一本を付ける。					
桜葉ボタン各一個を、左腰部のポケット口に					
個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び					
2 左右の胸部及び左右の腰部にポケット各一					
面 1 前立てに桜葉ボタン三個を一行に付ける。	前面				
ける。					
2 外側の縫い目外側に日章ボタン各一個を付					
ボタン各一個で留める。					
章 1 外側を両肩部に縫い付け、襟側を紺色樹脂	制式 肩章				
交撚織物若しくは交織織物とする。					
毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、	地質				
緑がかつた濃紺色とする。	色	上衣	冬 服	制服	
		性)	倪員 (女性)	交通巡視員	=



			夏服													合服																									
			上衣			ズボン			スカート			ベスト				上衣					ズボン										スカート										
制式		地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色	制式		地質	色			制式	地質	色								制式	地質	色								1	制式	地質
																																		包	爰 面			前面		肩章	
1 前身内合わせを右上前とする。	とする。 とする。	邢	6員(男性) 夏服上	冬服ズボンと同様とする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	冬服スカートと同様とする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	冬服ベストと同様とする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	冬服上衣と同様とする。	職物若しくは交織織物とする。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、		3 形状は、図四のとおりとする。	2 ベルト通し及びポケットは、スカートと同	1 長ズボンとする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	6 形状は、図三のとおりとする。	後面の裾にスリットを	4 前面にボックスプリーツを設ける。	/	る。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボ	3 両側及び後面右にポケット各一個を設け	腰部	1 タイトスカートとする。	上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	形状は、図二のとおりとする。	バンドには尾錠一個を付ける。	左右の腰部		アー各一本を付ける。 アーキー本を付ける。	受ける。	アツト各一行に付	ボタン各一個で留める。	外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を日	上衣と同質とする。

活動帽												#	刮冒											活動服																
冬活動帽子				夏帽子	合帽子							/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	る。目と		合活動服									冬活動服			ズボン			スカー						ベスト				
色	制式			地質	色				リボン		制式記章	也質	計 之 大	地質	色							制式	地質	色	制式	地質	色 #	制力式	地質	ト <u></u> 色		制大]		地質	色				
冬活動服と同色とする。	冬帽子と同様とする。	とする。	の混紡織物、交撚織	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこ	緑がかつた藍色とする。	形状は、図八のとおりとする。	3 前面中央部にリボン飾りを付ける。	2 黒色の布製とする。	1 頭下部に巻く。		寸法のほかは、交通巡視員(男性)冬帽子と同	ガ糸もとでき	農柑 立 こ する。 会 活 動 服 と 同 榜 と する。	合服上衣と同質とする。	合服上衣と同色とする。	5 形状は、図七のとおりとする。	性)冬活動服と同様とする。	4 1から3までのほかは、交通巡視員(男	- ジトロにはファスナー一本を付ける。 ・ 育面が脱音にオケット一個を訳ける。オケ	前司三夏邓二ペティ、一旦ごせける。前身内合わせを右上前とする。	と同様とする。	1 肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣	冬服上衣と同質とする。	冬服上衣と同色とする。	冬服ズボンと同様とする。	ベストと同質とする。	色とする。	冬服スカートと同様とする。	ベストと司質とする。	トと司色	2 形犬は、図べのとおりとする。 とするほかに 冬朋ヘラーと同様とする	- 一 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	とする。	れらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこ	がかつた藍	- 4 形犬は、図五のとおのとする。 - 川山衣と同様とする	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付ける。	2 長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を
	交通巡視員章	帯革	帽子雨覆い	手袋	靴			ベルト	イイ	ク	ネ	イ 	ネ ク タ 冬ネクタイ					ツ	シリヤイ	/10	ł J				第二種				下 不	-	第二種		防寒服第一種			罗治重点	夏舌助冒产	î		_
						制式	地質	色		ハクタイ	ハクタイ	イー	Î				制式			ヤツ世質	+													制式		井質			制式	地質
(男性)交通巡視員章と同様とする。	寸法を図十のとおりとするほかは、	交通巡視員(男性)	無色透明とする。	白色とする。	黒色又は白色とする。	交通巡視員(男性)べ	交通巡視員(男性)べ	(男性)			交通巡視員(男性)活動ネクタイと同様とす	1	交通巡視員(男生)ネクタ	・ 1から3まてのほかは			 1 肩章は紺色とする。 	とする。	れらの混紡織物、交撚織物若しく		衣第二種と同様とする	3 1及び2のほかは、交通巡視員	留める。		1 前身内合わせを右上前とする。	衣第一種と同様とする。	3 1及び2のほかは、	習	2 背当ての下部を白色のドツトドタノニ且で 一直手屋合材 せきね 一直と でる	員		員(男性)防寒服第一	前身内合わせを右上前とするほかは、交通	冬活動帽子と同様とする。	とする。	れらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物		巡視員(男性)冬活動帽子と同様とする。	記章の寸法を図九のとおり	

